

規制シート(様式)

200199400090001

平成28年12月22日

規制の名称	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行令(平成6年政令140号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則(平成6年総令25号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水・大気環境局水環境課長 渡邊 康正
規制目的	特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。		
規制内容の概要	水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場における排出水について特定排水基準を遵守することが必要。 水道水源特定施設を設置しようとする者は都道府県知事への届出が必要。	関連する予算	排水対策推進費(平成28年度予算 87百万円)
規制の最近の改廃経緯	－	関連する 政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_3.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護するために規制の維持が必要と考えられるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	－		
見直し条項	－		
次の見直し時期	平成33年度		